

杉並区住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例を公布する。

平成30年3月2日

杉並区長 田 中 良

杉並区条例第1号

杉並区住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業（法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域において、月曜日の正午から金曜日の正午までの期間（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。）においては、住宅宿泊事業（法第11条第1項第2号に該当する場合における同号の届出住宅に係るものに限る。）を実施してはならない。

2 法第2条第5項に規定する届出住宅を構成する建築物の敷地が前項の規定による制限を受ける区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に存するときは、当該届出住宅は、当該区域内にあるものとみなして、前項の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。